

条例の点検・見直しシート

|          |  |   |  |              |               |
|----------|--|---|--|--------------|---------------|
| 条例の題名    |  | 三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会条例                                | 作成年月日  | 平成24年6月18日   |               |
| 条例番号     |  | 平成19年三重県条例第41号  | 公布日  | 平成19年7月4日    |               |
| 所管部局課    |  | 農林水産部農業基盤整備課  | 直近改正日  | 平成24年3月27日   |               |
| 条例の概要    |  | 中山間地域等直接支払制度の運用に当たり重要な事項を調査審議するために定められたものである。         | 電話番号   | 059-224-2551 |               |
| 条例の概要    |  |   | 条例の種類  | その他          |               |
| 視点       | 項目   | 回答  | 検討内容   |              |               |
| 必要性      | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。             | はい  | 中山間地域等直接支払制度は、現在3期対策(H22～H26)を行っている。実施要領で、集落の取組状況について、中間年及び最終年評価を行うこととなっており、その内容を第三者機関において検討・評価することとなっていることから、条例の目的は妥当性を有している。 |              |               |
|          | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。                | はい  | 実施要領で、集落の取組状況について、中間年及び最終年評価を行うこととなっており、その評価については、公平に行う必要がある。  |              |               |
|          | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。                     | はい  | 中山間地域等直接支払制度は、現在3期対策(H22～H26)を行っている。実施要領で、中間年及び最終年評価を行うこととなっており、その内容を第三者機関において検討・評価することとなっている。                                 |              |               |
|          | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。                   | 該当なし  |  |              |               |
|          | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)          | はい  |  |              |               |
| 適法性      | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。                          | はい  | 地方自治法第138条の4第3項  |              |               |
|          | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。) | はい  |  |              |               |
|          | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。                 | はい  |  |              |               |
| 有効性      | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。                      | はい  |  |              |               |
|          | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。                          | はい  |  |              |               |
|          | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。               | はい  |  |              |               |
|          | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。               | はい  |  |              |               |
| 効率性      | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。         | はい  |  |              |               |
|          | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。         | はい  |  |              |               |
|          | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。             | はい  |  |              |               |
| 公平性      | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。                   | はい  |  |              |               |
|          | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。                        | いいえ   | 中山間地域及び特認地域の特定の者のためである。  |              |               |
|          | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。                    | いいえ   | 中山間地域及び特認地域の特定の者のためである。  |              |               |
| その他      | 条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。          | 該当なし  |  |              |               |
|          | 市町等から条例の改正を求める意見を受けていない。                         | はい  |  |              |               |
| 点検・見直し結果 | 理由   | 特記事項  |  | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 |
|          | 改正・廃止の必要はない                                      | 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、かつ、条例の目的に適合したものであるため、改正の必要がないと考える。 |  | 無            | 無             |